

綱 領

- 一、我等は團結の力を以て労働階級の生活向上を圖り進んでその解放を期す。
- 二、我等は大衆的組織と有効なる戦術を以て資本家階級の搾取と壓制に對して徹底的に闘ふことを期す。
- 三、我等は明確なる理論と實際とを涵養し、無産階級政治勢力の擴大と階級性を擁護す。

行 動 綱 領

- 一、労働者の團結権、罷業権、団体交渉権の確立
- 二、完全なる失業救済施設の実施
- 三、賃金低下、徹首、労働強化絕對反對
- 四、中間搾取制の撤廢
- 五、二重賃金制の撤廢
- 六、同一労働に對する同一賃金の支給
- 七、臨時工並に臨時人夫制廢止とそれの本工本雇制の獲得
- 八、最低賃金制の設定
- 九、八時間労働制及び一週四十八時間制の実施、但し嶺山労働は坑口交替六時間制及び一週三十六時間制とす
- 十、工場並に寄宿舎設備の改善
- 十一、官條的雇傭契約並に就業規則の改善